

# 中之条町土砂等による埋立て等の 規制に関する条例の概要

平成29年4月1日施行

◆町内で面積が500㎡以上3,000㎡未満の土砂等による埋立て等を行うときは、原則として町長の許可が必要です。

◆有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等は、県条例で禁止されています。

【土砂等による埋立て等を行う場合は、事前に相談願います。】

## 用語の意味

※土砂等・・・土砂及び土砂に混入し、または付着した物をいいます。

※埋立て等・・・土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）をいいます。

※小規模特定事業・・・土砂等による埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満であるものをいいます。

## 1. 条例制定の背景

建設工事等に伴い排出された土砂等による埋立て等について、有害な物質の混入や堆積された土砂等の崩落が懸念されています。そこで、中之条町では生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、「中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例」を制定します。

## 2. 禁止される埋立とは？

土壌基準に適合していない土砂等による埋立て等を行ってはいけません。なお、「土壌基準」とは、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る環境基準であり、有害な27項目の物質の濃度の基準です。

## 3. 許可が必要な埋立て等とは？

小規模特定事業を行おうとする事業者は、小規模特定事業を行う区域ごとに、町長の許可を受けなければなりません。

※特に町外から土砂等を搬入し埋立て等をする場合は、基本的に許可申請の対象となります。

ただし、例外もありますので必ず事前相談をお願いします。

# 土砂等による埋立て等



500㎡未満の  
埋立て等



500㎡以上3,000㎡未満の  
埋立て等



3,000㎡以上の  
埋立て等



許可不要



許可必要  
中之条町



許可不要  
※例外的



許可必要  
群馬県

※お願い：小規模特定事業（埋立て等）を行う場合は  
事前相談で円滑な手続きに努めましょう。



## ※例外的に許可が不要なもの

- ◆宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、その事業を行う区域から排出され、または採取された土砂等によるもの
  - ◆国・地方公共団体等が管理又は指定する土地、及び国等が委託又は請け負わせて行う者からその所在の報告を受けている土地内で行う土砂等による埋立て等
  - ◆法令等の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
  - ◆この条例もしくは法令等またはこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う埋立て等
  - ◆非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
  - ◆運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等
  - ◆主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等
- ※次の場合は事前に届出書の提出が必要です。（届出のない場合は許可が必要となります。）
- ◆主として住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂等による埋立て等
  - ◆町の区域内の土地から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等

## 4. 小規模特定事業の流れ

### 許可申請

所定の申請書に関係書類を添付して提出してください。

(基本的に提出する書類は1部です。)

※ 新規の許可申請には30,000円の手数料がかかります。

※ 変更の許可申請には20,000円の手数料がかかります。

【法人申請の場合の主な添付書類】

- ◆位置図・見取図 ◆法人の登記事項証明書 ◆法人の役員全員の住民票の写し
- ◆印鑑証明書 ◆土地所有者の承認書 ◆施工管理者の住民票の写し
- ◆小規模特定事業区域の現況平面図、断面図、面積計算書、計画平面図、計画断面図及び雨水排水図 ◆土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
- ◆予定容量計算書

### 審査

申請者が欠格事由に該当していないか、施工計画が技術上の基準に適合しているかなど、事業を適確に行えるかを確認します。

### 許可

許可基準に適合しているときは、許可します。

なお、生活環境保全・災害発生防止の見地から、許可に条件を付し、及び条件を変更することがあります。

### 事業開始

事業開始後は以下の手続き等が必要です。

【標識の掲示】

公衆の見やすい場所に小規模特定事業である旨の標識を掲示すること。

【土砂等の搬入の事前届出】

土砂等を搬入する際は、土砂等の排出場所ごと又は搬入する量が5,000 $\text{m}^3$ を超えるごとに、搬入しようとする10日前までに町長に届けること。  
届出には、土砂等排出元証明書等や土壌検査証明書等の添付が必要です。

【車両の表示】

土砂等を搬入する車両には、その旨を表示し、又は表示させるよう努めること。

【帳簿の記載】

搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3か月ごとに町長に報告すること。

【土壌検査・水質検査の実施】

6か月ごとに、又は搬入された土砂等の量が5,000 $\text{m}^3$ を超えるごとに土壌検査を実施し、また排水がある場合はその水質検査を実施し、検査実施後30日以内に町長に結果を報告すること。(検体試料の採取には町の担当職員が立ち会う)

【変更許可申請・軽微変更届】

事業内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き変更許可を申請すること。  
軽微な変更を行ったときは、14日以内に町長に届け出てください。

### 事業完了

事業を完了し、又は廃止したときは、10日以内に町長に届け出ること。町の担当職員が現地を調査し、施工計画に適合しているか等を確認しその結果を通知します。

## 5. 土砂等を排出する事業者の方へ

土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等が拡散するのを防止するよう努めるとともに、排出する土砂等による埋立て等が適切に行われるように、埋立て等を行う事業者に協力してください。

## 6. 土地の所有者の方へ

埋立て等を行う事業者に自分の土地を提供するときは、土壌の汚染や災害を生じさせるおそれがないことを十分確認した上で提供してください。

また、埋立て等の状況を十分把握し、異常や不審な点に気づいたら、直ちに町に通報してください。

## 7. 小規模特定事業者の許可の取り消し

- ◆改善命令、又は措置命令に違反した場合
- ◆偽りその他不正の手段により小規模特定事業の許可、又は変更許可を受けた場合
- ◆許可を受けた事業者が、暴力団関係者など欠格事由に該当した場合
- ◆小規模特定事業の内容を許可を受けずに変更した場合

## 8. 刑罰が科せられることがあります

- ◆措置命令違反、無許可事業、無許可変更  
→2年以下の懲役、又は100万円以下の罰金
- ◆搬入禁止命令違反、改善命令違反  
→1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金
- ◆搬入事前届出義務違反、地位承継届出義務違反、帳簿記載義務違反など  
→50万円以下の罰金
- ◆軽微変更届出義務違反、小規模特定事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反  
→30万円以下の罰金



### 【問合せ・手続き窓口】

中之条町役場 保健環境課 環境衛生係  
(中之条町保健センター)

〒377-0494 中之条町大字中之条町1091  
電話 (0279) 75-8834 (直通)